

議会だより 臨時会

2月7日に第2回臨時会が開催されました。

● 揖斐川町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

たにぐみ幼児園の新園舎完成に伴い所在地を変更するとともに、ながせ幼児園と統合する改正案が賛成多数で可決されました。

● 揖斐川町議会議員定数条例等の一部を改正する条例(議員発議)

選挙区制を維持し、定数を2減する改正案が賛成多数で可決されました。この条例は、次回一般選挙から適用され、選挙区ごとの定数は次のとおりとなります。

揖斐川選挙区8人 谷汲選挙区2人
春日選挙区2人 久瀬選挙区2人
藤橋選挙区1人 坂内選挙区1人

議会活動報告

1月

30日 第2回全員協議会
31日 第2回議会運営委員会

2月

7日 第2回臨時会
7日 第3回全員協議会
13日 第3回文化会館建設等特別委員会
13日 第4回全員協議会
23日 第3回議会運営委員会
23日 第5回全員協議会

臨時職員の募集について

揖斐川町では次のとおり杉原地域の施設管理の臨時職員を募集します。

■ 職種 施設作業員
■ 募集人員 1名

■ 試験 面接試験を実施

■ 採用 5月1日(火)

■ 勤務先 水と森の学習館

(揖斐川町鶴見)

■ 雇用期間

5月1日(火)～11月30日(金)

■ 給与 日雇職員雇用条件による

■ 応募条件 週3日程度働ける方。

■ 勤務時間 9時～17時

(土日、祝祭日勤務日を含む)

■ 応募方法 履歴書(市販の用紙)に記入し、4月10日(火)までに

水と森の学習館水源地域ビジョン

推進課まで提出してください。

【お問い合わせ先】

水と森の学習館

水源地域ビジョン推進課

TEL 52-0166

国民健康保険の届出のお願い

3月、4月は就職や引越などが多い時期です。次のようなときは、国民健康保険の届出をお願いします。

● 国民健康保険に加入している方が、就職などにより、会社の健康保険に加入したとき、または会社の健

康保険の被扶養者になったとき

《必要なもの》

・ 会社の健康保険証、または会社の健康保険に加入したことを証明する書類

・ 国民健康保険の保険証

・ 印鑑

● 会社を退職し、国民健康保険に加入するとき

《必要なもの》

・ 職場の健康保険をやめたことが分かる書類(資格喪失連絡票、離職証明書など)

・ 印鑑

● 他の市区町村から転入するとき

《必要なもの》

・ 転出証明書

・ 印鑑

● 他の市区町村に転出するとき

《必要なもの》

・ 国民健康保険の保険証

・ 印鑑

※ 転入・転出の場合は本人確認のできる書類(免許証など、公的機関が発行した写真付きのもの)が必要です。

● 修学のため家族と離れ、別に住所を定めるとき

《必要なもの》

・ 国民健康保険の保険証

・ 印鑑

※ 住民票を異動させないときは、届出不要です。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 住民課

TEL 22-2111 (内線215)

平成24年度の国民年金保険料の納付について

○ 平成24年度の国民年金保険料は14980円です。保険料は納付期限までに納めましょう。

国民年金保険料は、納付書により現金で納める方法と、口座振替により納める方法があります。

通常、口座振替は納付対象月の翌月末に口座から引き落とされますが、申出により、当月末に口座振替をすることが出来ます。

○ 当月末の口座振替(早割)

保険料を当月末の口座振替(早割)にすると月々50円(年間600円)のお得です。

○ 原則として、初めて口座振替を申し込まれた方の初回の振替は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分の保険料を引落とさせていただきます。その後は当月分(50円割引)の1か月分の引き落としとなります。

※ 月末が休日の場合は、金融機関の翌営業日が引落日となります。

【お申し込み方法】

口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、

お近くの年金事務所、役場住民課、各振興事務所、または金融機関窓口にご提出ください。

※従来から口座振替で毎月納付いた
だいている方も、【早割】に変更
される場合は、あらためて申し込
みが必要です。

○前納割引(現金・口座振替)

国民年金の保険料は、1年分また
は一定期間分を一括して納めること
(前納)ができます。

現金納付で1年分を前納されます
と納付額176570円で3190
円の割引となり、口座振替で1年分
を前納されますと175990円で
3770円の割引となります。

また、現金納付で半年分を前納
されますと納付額89150円で
730円の割引となり、口座振替で
半年分を前納されますと88860
円で1020円の割引となります。

○「クレジットカード納付」について

クレジットカード納付は被保険者
ご自身から事前にお申し込みいた
だき、以後、継続的にクレジットカー
ド会社が立替納付を行うものです。
(クレジットカードを提示され、直接
納付いただく方法ではありません。)
クレジットカード納付をご希望の
場合は、お近くの年金事務所、また
は役場住民課窓口へお申し込みくだ
さい。なお、クレジットカード納付
では口座振替による毎月振替【早割】

は適用されません。

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料の納付に困ったら
免除制度があります。次の3つの制
度を利用していただく期間は、年金受給
のために必要な期間に入れることが
できます。未納のままにせず、必ず
ご相談ください。

○納付が困難な方には、「保険料免 除制度」の手続きを！

該当する人が届け出ることによって免除
となる「法定免除」と、申請して認
められれば免除となる「申請免除」
の2種類の免除制度があります。

申請免除は、災害や失業、経済的
な事情などで納付が困難な人を対象
とし、保険料の全額または一部(4
分の1・半額・4分の3)が免除と
なります。

(申請免除の承認期間は、7月か
ら翌年6月までです。)

○30歳未満の方には、「若年者納付 猶予制度」の手続きを！

同居している世帯主の所得にかかわ
らず、本人と配偶者の所得が一定以下
の20歳以上30歳未満の人は、申請によ
り保険料の納付を後払いにできます。
※単身の場合57万円(収入ベースで
122万円)が目安です

(若年者納付猶予の承認期間は、
7月から翌年6月までです。)

○学生の方には、「学生納付特例制 度」の手続きを！

本人の所得が一定以下の学生は、
申請により在学期間中の保険料を後
払いにできます。

※所得の目安は118万円+扶養親
族の数×38万円で計算した額以下
である場合

(学生納付特例の承認期間は、4
月(または20歳誕生日)から年度
末(翌年3月)までです。)

【お問い合わせ先】

大垣年金事務所
TEL 0584-7815166
揖斐川町役場 住民課
TEL 22-2111(内線213)

平成24年度軽自動車税の 減免申請について

揖斐川町では、身体あるいは精神
に障がいがある方が障がいを克服し
健全な社会生活を営むことができる
よう、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、
療育手帳などをお持ちの方が所有さ
れる軽自動車など(身体障がい者の方
で年齢18歳未満の方と生計を一緒に
する方が所有する軽自動車などを含
む)で、一定の要件(障がいの程度な
ど)に該当する場合は、申請により軽
自動車税の減免措置を行っています。
ただし、減免できるのは普通自動
車もしくは軽自動車のうちいずれか

1台となります。

また役場で申請できるのは軽自動
車税(原動機付自転車など含む)の
減免申請ですのでご注意ください。
詳しくは揖斐川町役場税務課もしく
は各振興事務所税務担当へお問い合
せください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場税務課
TEL 22-2111(内線173)

各種手当の額が変わります。

今年1月27日に公表された平成23
年全国消費者物価指数の実績値(対
前年比で0.3パーセント下落)に基づ
き、4月1日から次のとおり各種手
当の額が変更となります。

手当の種類と金額(1か月当り)

手当の種類	平成23年度	平成24年度
児童扶養手当(全部支給)	41,550円	41,430円
児童扶養手当(一部支給)	41,540円 ~9,810円	41,420円 ~9,780円
特別児童扶養手当(1級)	50,550円	50,400円
特別児童扶養手当(2級)	33,670円	33,570円
特別障害者手当	26,340円	26,260円
障害児福祉手当	14,330円	14,280円
福祉手当(経過措置分)	14,330円	14,280円

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 社会福祉課または
子育て支援課
Tel 22-2111

Information Room
町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- ①そらむき住宅(世帯用) 1戸
 - ・住所 揖斐川町西津波619
 - ・建設年度 平成11年度
 - ・木造2階建 3LDK
 - ・駐車場 2台
 - ・家賃 33800円
- ②そらむき住宅(単身用) 1戸
 - ・住所 揖斐川町西津波619
 - ・建設年度 平成11年度
 - ・準耐火構造2階建 1K
 - ・駐車場 1台
 - ・家賃 16100円

- 敷金 家賃の3か月分
- 入居条件

- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・①については現在同居、または同居しようとする親族(婚約者含む)があること。
- ・家賃の他に共益費(上下水の使用料・共用部分の電気料など)が必要です。
- ・所得条件あり

※詳しくは窓口でご相談ください。

■募集期間

4月2日(月)～4月16日(月)

- 入居予定日 5月下旬を予定

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 建設課
Tel 22-2111(内線313)

Information Room
もやすごみ収集日
変更のお知らせ

4月より、次の地区のもやすごみの収集日が変更になります。

- ◆谷汲地区
現在 毎週月曜日
- ◆変更後 毎週月・木曜日

- ◆春日地区
現在 毎週月曜日
- ◆変更後 毎週月・金曜日

- ◆久瀬地区
現在 毎週水曜日
- ◆変更後 毎週月・木曜日

- ◆藤橋地区
現在 毎週月曜日
- ◆変更後 毎週火・金曜日

- ◆坂内地区
現在 毎週金曜日
- ◆変更後 毎週月・金曜日

- ◆変更後 毎週月・金曜日

※変更になる場合がありますので、

くらしのカレンダーで確認してください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課
Tel 22-2111
谷汲振興事務所 地域振興課
Tel 55-2111
春日振興事務所 地域振興課
Tel 57-2111
久瀬振興事務所 地域振興課
Tel 54-2111
坂内振興事務所 地域振興課
Tel 53-2111
藤橋振興事務所 地域振興課
Tel 52-2111

Information Room
揖斐川地区ビンの収集日
変更のお知らせ

4月より、揖斐川地区のビンの収集日が変更になります。

- ◆無色のビン
現在 5月、8月、11月、2月
- ◆変更後 偶数月 第1火曜日

- ◆茶色のビン
現在 6月、9月、12月、3月
- ◆変更後 奇数月 第1火曜日

- ◆その他の色のビン
現在 4月、7月、10月、1月
- ◆変更後 偶数月第2火曜日

※変更になる場合がありますので、

(揖斐・大和・清水)
偶数月第3火曜日
(北方・小島・胥永)

※缶と同じ日になります。

※変更になる場合がありますので、くらしのカレンダーで確認してください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課
Tel 22-2111(内線222)

Information Room
西濃環境整備組合の可燃ごみ
搬入時間変更のお知らせ

西濃環境整備組合への直接搬入の時間が4月1日から次のとおり変更になります。

- (変更前)
8時30分～12時00分
13時00分～16時00分
- (変更後)
8時30分～16時30分

Information Room
古紙等回収の実施について

4月より、古紙類の持ち込み回収をはじめます。

- ◆回収日時
毎週火曜日・毎月第2日曜日
9時～11時30分

※変更になる場合がありますので、くらしのカレンダーで確認してください。

◆回収場所

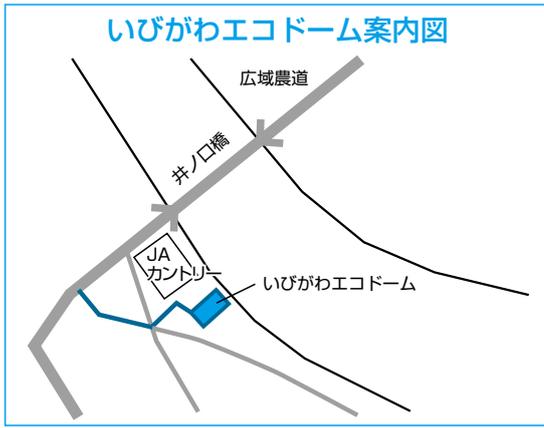
いびがわエコドーム

※農協のカントリーエレベーターからは、行けませんので、ご注意ください。

◆回収品目

- ・新聞(チラシ含む)
- ・雑誌類
- ・段ボール
- ・紙バック
- ・衣類(綿、羽毛除く)
- ・雑がみ(封筒、紙袋など)
- ・オフィスペーパー(コピー用紙)

※詳しくは、分別参考資料の11、12ページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課

TEL 22-2111 (内線222)

Information Room

住宅用太陽光発電システム 設置に補助金を交付します

4月1日より、自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用に太陽光発電システムを設置する人に費用の一部を補助する制度を開始します。

■対象者 次の全てに該当する人(法人を除く。)

- ① 町内に住所を有し、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置した人。または、町内に太陽光発電システムを設置した建売住宅等を自らの住居として購入された人。
- ② 一般社団法人太陽光発電協会からの補助金交付決定通知を受けられた人。(一般社団法人太陽光発電協会が実施する平成24年度の国庫補助金に申し込みをし、同協会の補助金交付決定を受けた方から対象とします。)
- ③ 電力会社と電灯契約及び太陽光契約を締結している人。
- ④ 町税等を滞納していない人。

■補助金額

1キロワットあたり3万円
(上限12万円まで)

■申請方法

一般社団法人太陽光発電協会からの補助金交付決定通知を受けた日から3ヶ月以内に、補助金交付申請書に必要な書類を添付し、提出してください。

詳しい手続き方法は、お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 生活環境課
TEL 22-2111 (内線222)

生活機能評価のお知らせ!

生活機能の維持・向上を図るため、生活機能チェック表を65歳以上の方に、個別郵送しました。日ごろの生活機能(運動・栄養・口腔・閉じこもり・認知症・うつ状態)など、簡単な問診項目にチェックをして返送していただきました。その結果をもとに、24年度の介護予防事業(教室等)のご案内をしますので、まだ返送されていない方は、ご返送ください。

調査内容は、揖斐広域連合(揖斐川町・池田町・大野町)共通のものです。内容についてわからないことがありましたら、地域包括支援センターまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町地域包括支援センター
TEL 23-1341

「認知症」を知ろう!

認知症は単に物忘れではなく、病気で、何かを契機に、「不安」になったり、

「孤独」を感じたり、「寂しく」なったり、「やる気力」がなくなったり、「叱られたり」して、自分の居場所を見失ったり、心配な行動などがあると、今までの生活リズムが変わり、悩むこととなります。

そんなときは、一人で抱え込まないで、専門のお医者さんや相談できる人をつくりましょう。

揖斐川町地域包括支援センターでは、介護相談や認知症講座などの教室も行っていますので、お気軽にご相談ください。

★【ご案内】

揖斐公民館で、毎月第4木曜日10時から理学療法士・歯科衛生士・保健師等で、「寝たきりや認知症を予防するための教室」を開催しています。どなたでも、お気軽にご参加ください。

【お問い合わせ先】

揖斐川町地域包括支援センター
TEL 23-1341



Information Room

訪問理美容サービス事業
について

揖斐川町では加齢に伴う身体能力の低下等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な高齢者に対して、『訪問理美容サービス』を行っています。

『訪問理美容サービス』は、揖斐理美容師組合員が対象者宅を訪問し、理美容サービスの提供を行うものです。

■対象者 町内在住の概ね65歳以上のひとり暮らしまたは、高齢者のみの世帯の方のうち、加齢に伴う身体能力の低下、心身の障がいおよび傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な方。

■費用 出張費用を除く理美容サービスに関する費用は利用者負担となります。

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場 高齢福祉課
TEL 22-2111
(内線254、255)

Information Room

(社)揖斐川町シルバー
人材センターからのお知らせ

当センターは、岐阜県より公益社団法人の認定を受け、4月1日に登記を完了し「公益社団法人揖斐川町

シルバー人材センター」として活動してまいります。

公益法人は、法で定められている公益目的事業を行う法人で収益事業とは区分して事業を実施していく事が義務付けられています。公益目的事業は利益を求めるとはならず、収支は「0」となる収支相償が強く求められています。(※収支相償↓公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと。)

シルバー人材センターは、高齢者(60歳以上で定職のない人)のため、その人の技術と経験など得意なことを活かすため地域から各種の仕事を請け、これを会員である高齢者に提供して、高齢者が元気で生きがいのある生活を送り、地域の活性化に寄与し、豊かな地域社会づくりに貢献することを目的として活動しています。公益認定を受けて、さらに皆様方から「信頼され親しまれるシルバー人材センター」であるための活動をしてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

シルバー人材センターでは、会員の募集を行っています。同時に事業についても説明会を実施していますのでご来場ください。また、各種の仕事をお引き受けしています。公益社団法人として事業を行っていますので、お気軽に安心してお問

い合せてください。

■事業・入会説明会

4月23日(月) 10時より

【お問い合わせ先】

平日(月曜～金曜日)
8時30分～17時
揖斐川町福祉総合支援センター内
シルバー人材センター
TEL 23-0907
FAX 23-0913



今月の
ご長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。

高橋 東市さん(上南方)
2月5日(日) 95歳



駒月 富士郎さん(黒田)
2月11日(土) 95歳



高野 定夫さん(上野)
2月17日(金) 95歳

小寺 きよのさん(黒田)
2月20日(月) 95歳



◆揖斐川尚和園へ

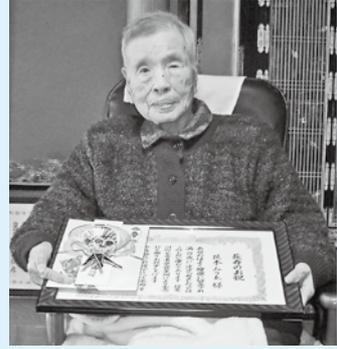
あたたかい春意

野原のほろ
大根 まさえさん(脛永)
ありがとうございます。

皆さん、これからもお元気で長
生きをしてください。



清水 しみず
とみわさん(上野)
2月26日(日) 95歳



花木 はなき
みつゑさん(若松)
2月23日(木) 100歳

いびがわ 特産品シリーズ

ハコベ (ナデシコ科)

ハコベは道端から田畑に普通に生える越年草です。世界の寒帯から熱帯に広く分布し、春から夏にかけては盛んに繁殖します。開花期は3～9月と長く、しかも暖かい日だまりには真冬でも花をつけています。

ハコベにはハコベラ、ハクベ、ハッカソウ、ベニソル、ビズル、アサシラゲ、オシズル、ネコノミミなど多くの別名があります。中国名は繁縷(ハンロウ)ですが、日本でも普通にハコベを繁縷と書かれています。普通茎が暗紫色で小型のコハコベも一緒にハコベと呼んで七草粥などに用いています。

ハコベは柔らかい草質で、茎の下部は横に伏してから斜めに立ち上がり、多くは束生しています。長さは10～20センチにもなります。五枚の白い花弁はそれぞれ深く二裂するので、花弁が10枚のように見えます。雌しべの先は3裂し、雄しべはまちまちで1～10本です。葉は茎に対生し、茎の片側一列に軟毛が生えています。よく似たウシハコベは雌しべの柱頭は5裂し茎には全面に軟毛がはえるので区別します。

薬用には全草、茎葉を用います。採取は一年中何時でも可能で、必要に応じて全草、茎葉を採取します。また採取した全草を水洗いして日陰で乾燥させ保存して使用します。

ハコベは昔から血を司る薬草とされており、婦人の産前産後に用いられてきました。産後の浄血薬として、また乳の出が悪いときに、茎葉を煮たり、浸し物として食べたり、乾燥した全草を煎じて服用すれば、いずれも乳の出が良くなります。常用すれば脚気にも効果があるといわれています。新鮮なハコベからジュースなどで青汁をつくり、フライパンなどに青汁を入れ、同時に塩も加えてかき混ぜながら水分を蒸発させて作る緑のハコベ塩は歯ぐきの出血、歯槽膿漏の予防に歯磨き粉とします。

(岐阜薬科大学名誉教授 水野瑞夫)



みんなで築く交通安全

～地域ぐるみで守ろう子どもとお年寄り～

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～4月15日(日)



普通救命講習会のお知らせ

揖斐郡消防組合では、救急車が到着するまでのわずかな時間に、その場に居合わせた人が適切に応急手当てができるように普通救命講習会を開催します。

■開催日 5月20日(日)

7月15日(日)

9月16日(日)

■開催時間 9時～12時(3時間)

■開催場所 揖斐郡消防組合消防本部

■参加資格 揖斐川町・大野町内在

住の方、もしくは町内に通勤・通

学している方(中学生以上)

■参加費 無料

■定員 開催日ごとに30人

一定レベル以上の技術を習得され

た受講者には修了証を発行します。

■申し込み方法 講習会の1週間前

までに、揖斐郡消防組合消防本部に

備え付けの申し込み用紙に記入いた

だくか、電話でお申し込みください。

■注意事項

①諸事情により、やむを得ず中止

になる場合がありますので、ご

了承ください。

②実技中心となりますので動きや

すい服装でお願いします。

③遅刻および途中退席は欠席扱い

となります。

■お問い合わせ先

揖斐郡消防組合消防本部警防課

TEL 32-0119

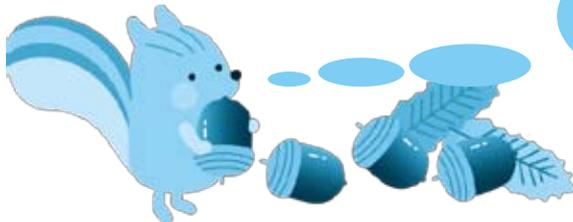
山火事を防ぼう!

毎年3～5月は、山火事が多く発生するんだ。
理由は、次のとおりだよ。

- ・枯葉が地上に積もり、下草が乾燥している
- ・降雨量が少なく、空気が乾燥している
- ・山菜採りやハイキング等入山者が増加する



山火事は、たき火、放火、
たばこ等人間が原因のものが
67%もあるんだよ。



平成24年度標語「忘れない 山への感謝と 火の始末」

山火事を発生させないため、次のことに気をつけてください!

- ・枯れ草などがある火災の起りやすい場所では、たき火をしない
- ・喫煙は指定された場所で行い、吸い殻は確実に消し、投げ捨てない
- ・バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、その場を離れる時には完全に火を消す
- ・各自のゴミは指定された場所に捨てるか、持ち帰るなどマナーの向上に努める
- ・火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに、消火用の水などを必ず用意する
- ・強風注意報や乾燥注意報などが発令されている場合は、火気の使用は控える

【お問い合わせ先】

岐阜県揖斐農林事務所 TEL 23-1111 (内線443) 揖斐川町役場 農林振興課 TEL 22-2111 (内線341)

揖斐川町暴力団排除条例が施行されます

施行日 平成24年4月1日

岐阜県では、平成23年4月1日から岐阜県暴力団排除条例を施行しています。この条例は、「県民、事業者、自治体、関係機関等」の社会全体が暴力団の排除活動を推進するための取り組みを規定しており、これにより、暴力団を社会のあらゆる領域から締め出して孤立化させるとともに、資金源の遮断と活動の徹底的封圧を図り、県民の安全で平穏な生活を確保することを狙いとしています。

揖斐川町においても、町および町民等の責務を明らかにするとともに、県条例と補完し合いながら暴力団排除に向けた取り組みをより一層強化していくため「揖斐川町暴力団排除条例」を制定し、平成24年4月1日から施行します。

※「揖斐川町暴力団排除条例」の全文は、町ホームページで公表しています。

【基本理念】

- 暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関等が相互に連携し、協力し、暴力団排除を推進します。

【町民等の責務】

- 暴力団と社会的に非難されるような関係を持つことがないように努めてください。
- 暴力団の排除に関する情報を知ったときは、町又は警察等へ連絡してください。
- 青少年の暴力団への加入及び暴力団犯罪からの被害を防止するため、指導、助言等に努めてください。



暴力追放



【町の責務】

- 町は、町民等の協力を得ること及び公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター等と連携を図ることにより、暴力団排除に関する施策を総合的に推進します。
- 町民等が行う暴力団排除のための活動を促進するため、警察と連携し、必要な支援を行います。

【暴力団排除のための規制事項】

- 暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動、運営に協力する目的で、金品等の利益を供与することを禁止します。
- 祭礼等の行事において、その行事の主催者は、行事に暴力団若しくは暴力団員等を含ませ、又は行事が行われる場所にて暴力団員等に露店、屋台等を出店させることを禁止します。

暴力団排除に関する相談窓口

岐阜県警察本部組織犯罪対策課 電話 058-271-2424
 岐阜県暴力追放推進センター 電話 058-277-1613



【お問い合わせ先】 揖斐川町役場総務課 Tel.22-2111 (内線121)

■平成24年度犬の登録と狂犬病予防接種のおしらせ

狂犬病予防法により、飼い犬には、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。揖斐川町におきましては、次の日程で、犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。飼い主の方は最寄りの会場で受けてください。

登録されている飼い主の方には、別途はがきでご案内しますので、当日必ずご持参ください。

◎飼い主・住所など登録事項の変更や、犬が死亡したときは、事前に変更届を出してください。

鑑札・注射済票をお持ちの上、揖斐川町役場生活環境課または各振興事務所地域振興課までお越しください。

◎会場などでのフンは、飼い主が始末してください。

◎対象犬 生後91日以上全ての犬(室内犬、小型犬問わず)

◎料 金 新規登録 1頭あたり 6,070円(新規登録料:3,000円+注射料金:3,070円)
登録済犬 1頭あたり 3,070円(注射料金のみ)



地域	月 日	実施場所	実施時間	地域	月 日	実施場所	実施時間		
揖斐川	4月11日 (水)	脛永公民館前	9:30~10:30	谷 汲	4月23日 (月)	深根地区活性化支援センター前	9:10~9:30		
		和田公会堂前	10:50~11:30			大洞地区農林漁家婦人活動施設前	9:40~9:55		
		市場研修センター前	13:00~13:30			中名礼公民館前	10:10~10:55		
		上野地区公民館前	13:50~14:20			谷汲振興事務所車庫前	11:05~12:00		
	4月12日 (木)	小柳公民館前	9:20~9:50		上神原トレイルセンター前	13:20~13:40			
		清水公民館前	10:10~11:00		西部文化会館(横蔵診療所)前	13:50~14:10			
		下新町会館前	11:20~11:50		赤石地区集落農事集会所前	9:30~9:40			
	4月13日 (金)	JA小島支店前	13:00~14:00		4月24日 (火)	旧名鉄長瀬駅前	9:50~10:15		
		大和公民館前	9:40~10:30			東部文化会館前	10:25~10:50		
		JA大和支店北方出張所裏	10:50~11:40			沖野公民館前	11:00~11:05		
	春日	4月19日 (木)	揖斐川町役場駐車場(東側)		13:00~14:00	久 瀨	4月19日 (木)	岐礼多目的集会所前	11:15~11:35
			滝集会所付近		10:00~10:15			高科地区活性化支援センター前	11:40~11:55
檜多目的集会所付近			10:20~10:25	公正公民館前	9:20~10:00				
上ヶ流製茶工場前			10:30~10:40	大西精工前	10:05~10:15				
下ヶ流多目的集会所前			10:45~11:05	外津汲集会場前	10:20~10:30				
香六班消防車庫前			11:10~11:25	日坂公民館前	10:50~11:15				
春日公民館			11:30~12:00	檜原集会場前	11:30~11:40				
高齢者コミュニティセンター			13:30~13:55	小津公民館前	13:20~13:50				
中山バス停付近			14:05~14:10	久瀨振興事務所前	14:00~14:30				
初若バス停付近			14:20~14:25	4月20日 (金)	諸家三叉路			9:40~9:55	
古屋バス停付近			14:30~14:35		坂西多目的集会施設前			10:05~10:15	
春日振興事務所前			14:50~15:00		坂本生活改善センター前			10:20~10:30	
藤 橋	4月20日 (金)	藤橋振興事務所 駐車場	13:30~14:00		川上集会場前	10:55~11:10			
				広瀨集会場前	11:25~11:40				
				広東集会場前	11:45~12:00				

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場生活環境課 TEL 22-2111
春日振興事務所 地域振興課 TEL 57-2111
坂内振興事務所 地域振興課 TEL 53-2111

谷汲振興事務所 地域振興課 TEL 55-2111
久瀨振興事務所 地域振興課 TEL 54-2111
藤橋振興事務所 地域振興課 TEL 52-2111

